平成２７年（フ）第２８３号
岩手県滝沢市篠木黒畑139番地３
債務者　阿部　克則
1　決定年月日時　平成27年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　聡子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第６５号
兵庫県小野市西本町573番地の36
債務者　中塚　雅廣
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　英一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第６３０号
仙台市太白区山田上ノ台町22番10号
債務者　渡邊　雄二
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田摩美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月21日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３３号
愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城4737番地
債務者　大野　義晴
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙田　博明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月26日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第４２号
愛媛県西予市野村町野村12号383番地１
債務者　井石　　学
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙田　博明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第４１号
福岡県八女市黒木町今320番地１
債務者　近藤　法大
1　決定年月日時　平成27年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高松　直史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月13日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２７年（フ）第２３３号
群馬県前橋市富士見町時沢80番地
債務者　茂木　光幸
1　決定年月日時　平成27年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　絢子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１２７号
神戸市西区樫野台５丁目３番地　５―803号
債務者　寺田　久雄
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　由尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第４３号
愛媛県宇和島市津島町岩松甲644番地10
債務者　山崎　康子
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙田　博明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第３０７号
北九州市小倉南区上吉田１－５－６、住民票上の住所鹿児島県姶良市加治木町新生町533番地
債務者　宮田　　晋
1　決定年月日時　平成27年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２５３号
函館市中道２丁目40番３号
債務者　斉藤　麻衣
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第３５号
和歌山県田辺市宝来町16番９―505号
債務者　森山　　愛
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２７年（フ）第３４８７号
大阪府東大阪市足代新町６番13号　ヒグチビル401号
債務者　下田　睦男
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５９１号
大阪市旭区新森５丁目６番23号錦コーポ202号室、前住所大阪府茨木市小川町８番24号シャルムハイツ小川101号
債務者　佐藤　徳治
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６２６号
大阪府八尾市山本高安町２丁目13番45―310号
債務者　久保田洋平
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７３５号
大阪市北区西天満３丁目１番５号　英和ビル704号室
債務者　髙松　紘菜（旧姓佐竹）
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７５９号
大阪市淀川区加島１丁目51番２―502号
債務者　池田　　亨
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部